

第1期越谷市こども計画 (骨子案)

令和6年6月

越谷市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題	3
1. 統計からみる本市の現状	3
2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状	
3. こどもの生活実態調査及び関係機関等調査結果からみる本市の現状	
4. こども・若者調査結果からみる本市の現状	
5. 本市のこども・若者をめぐる課題のまとめ	
第3章 計画の基本的な考え方	
1. 基本理念	16
2. 基本目標	17
3. 施策体系	17

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・目的

令和5年4月にこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されるなど、こども政策は新たな展開を迎えています。国においては、こどもや若者に関する政策については、これまで少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、各種施策に取り組み、平成27年には「子ども・子育て関連3法」が施行されるなど、子育て支援が急ピッチで進められています。しかしながら、少子化の進行は止まらず、子育て家庭をめぐる環境変化は、子育て家庭の孤立と子育て不安、虐待問題の深刻化などを招いています。

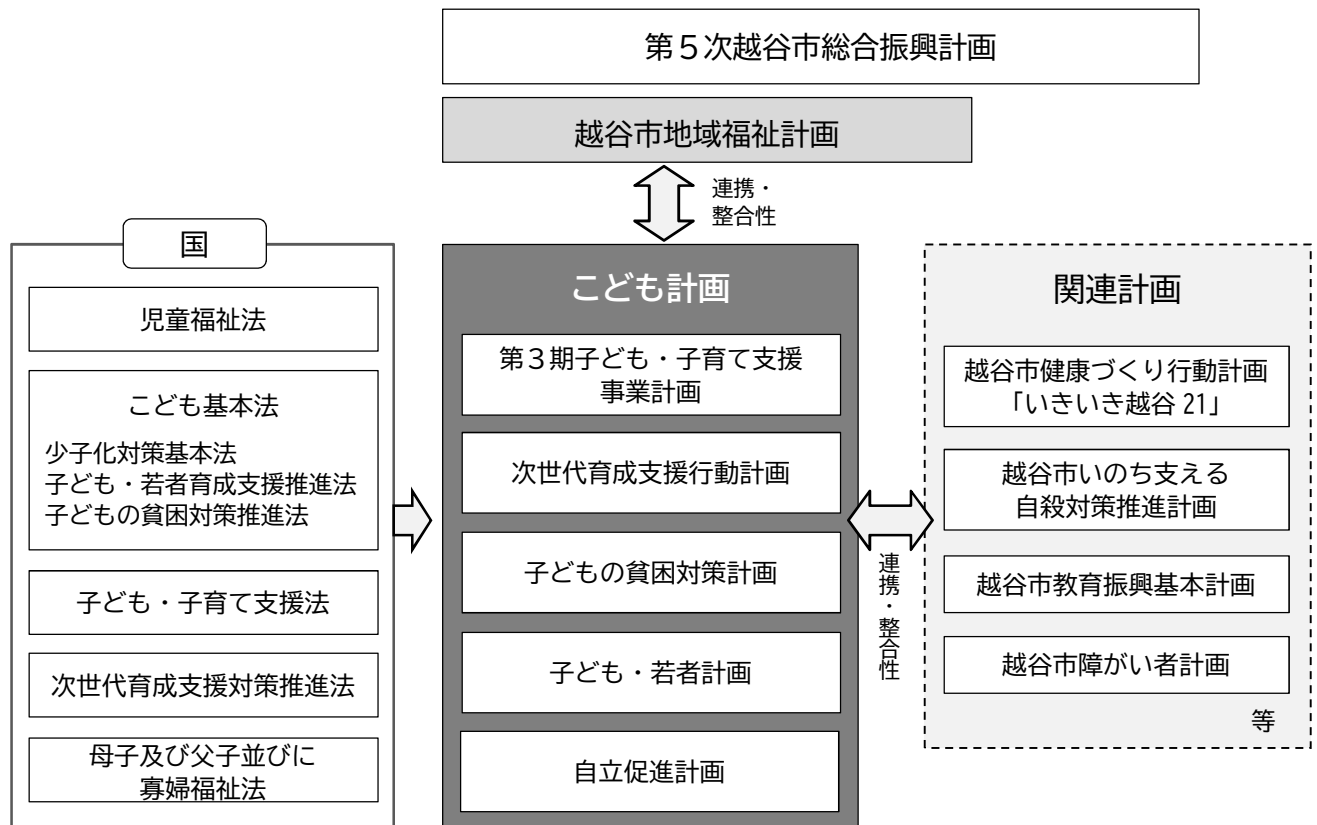
こうしたこどもを取り巻く厳しい環境等を背景に、「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されています。こども基本法の施行を受け、これまでこども政策に関する政策の方針として少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援大綱、子どもの貧困対策大綱が別々に策定されてきましたが、今後はこども大綱として一体的に策定することとなります。

地方自治体においては、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策に関し、国等と連携を図りつつ、こどもの状況に応じた施策を策定・実施する責務について規定されています。このため、現行計画である第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、越谷市子ども・子育て事業計画を内包する第1期越谷市こども計画を新たに策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく「越谷市こども計画」として策定しています。
また、子ども子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を内包しています。

また、本市の上位計画である「第5次越谷市総合振興計画」・「地域福祉計画」や関連計画の連携・整合を図っています。



3. 計画の期間

本計画の期間を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年とします。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)									
					第1期越谷市こども計画 (令和7～11年度) ※越谷市子ども・子育て支援事業計画を内包				

第2章 越谷市のこども・若者をめぐる現状と課題

1. 統計からみる本市の現状

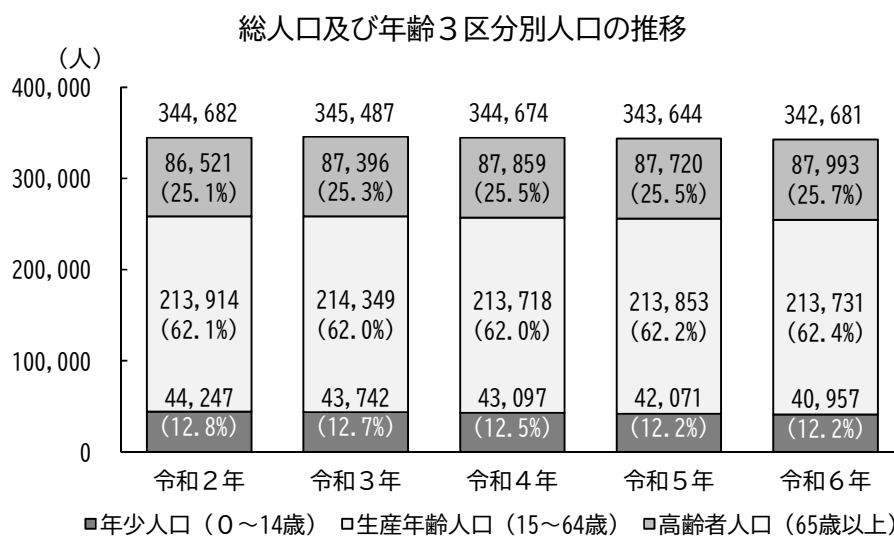
(1) 人口の状況

① 総人口と年齢3区分別人口

令和6年4月1日現在の本市の総人口は 342,681 人となっています。令和2年からの推移をみると、令和3年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は減少が続いていますが、16～64歳の生産年齢人口は、増加から減少・横ばい傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加から横ばい傾向にあります。

年齢3区分別人口の割合は、令和6年4月1日現在、年少人口 12.2%、生産年齢人口 62.4%、高齢者人口 25.7%となっています。

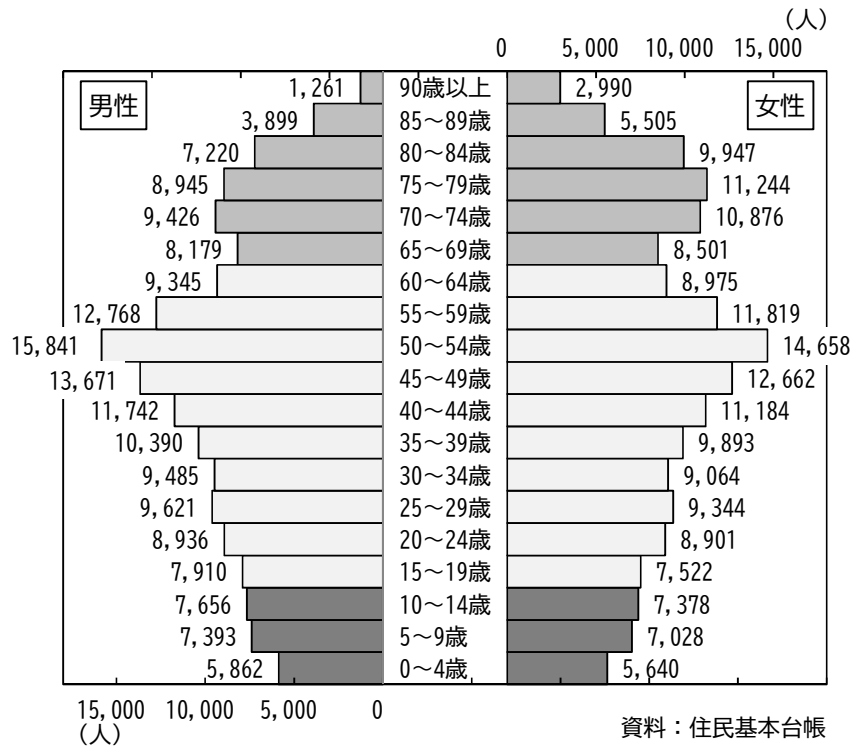


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 人口ピラミッド（性別年齢5歳階級別人口）

人口ピラミッドをみると、50歳代前半で最も多く、40歳代、30歳代、20歳代、10歳代と次第に少なくなっています。

人口ピラミッド〔年齢5歳階級別人口〕（令和5年4月1日現在）

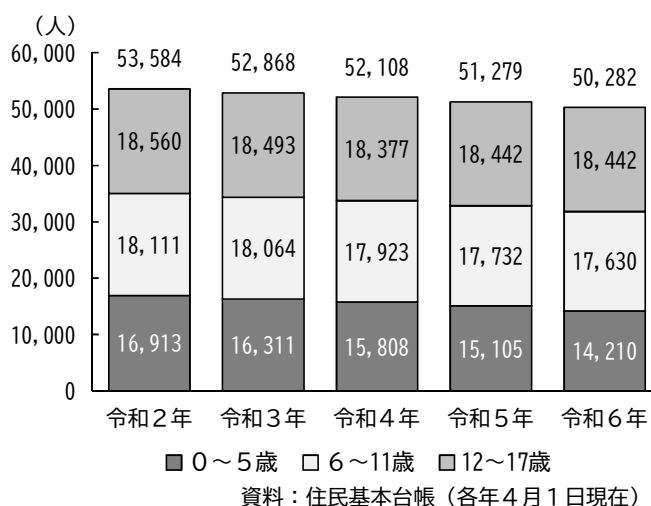


(2) 児童人口と推計児童人口

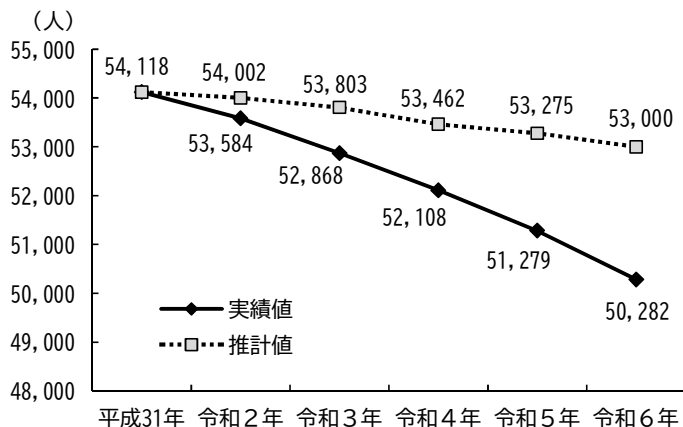
0歳～17歳の児童人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で50,282人となっています。就学前の0～5歳児、小学校の対象となる6～11歳児はともに減少傾向、中学・高校の対象となる12～17歳児は減少から横ばい傾向にあります。

こうした児童人口の実績値は、第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画における推計値を下回るものとなっています。

児童人口（0～17歳）の推移

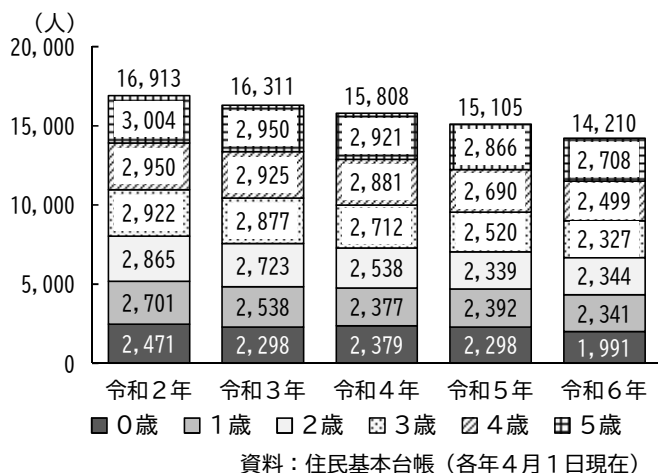


児童人口の推移と予測（0～17歳合計）

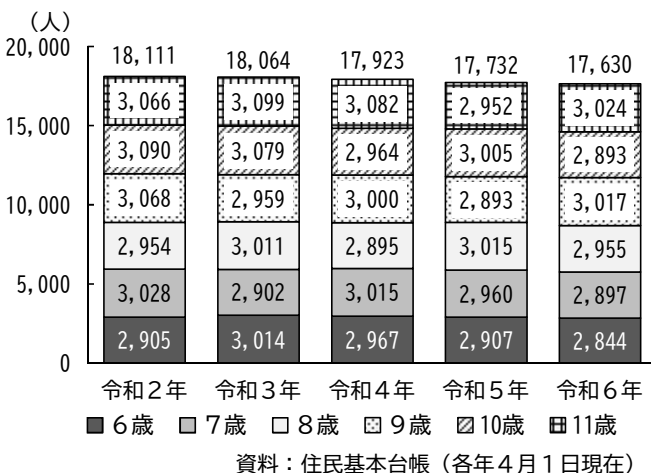


資料：実績値は住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値は第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画より

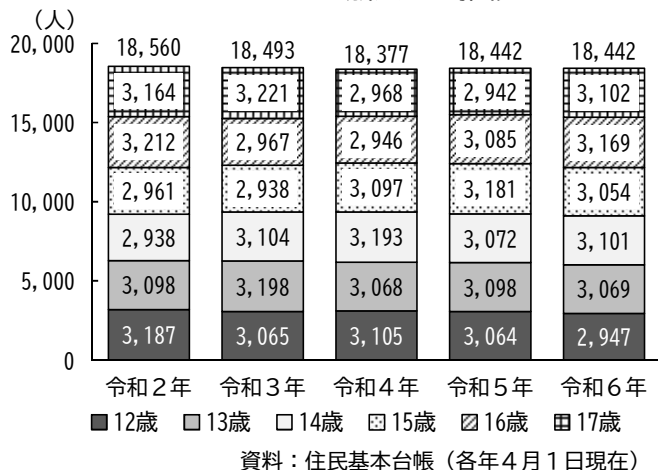
0～5歳人口の推移



6～11歳人口の推移



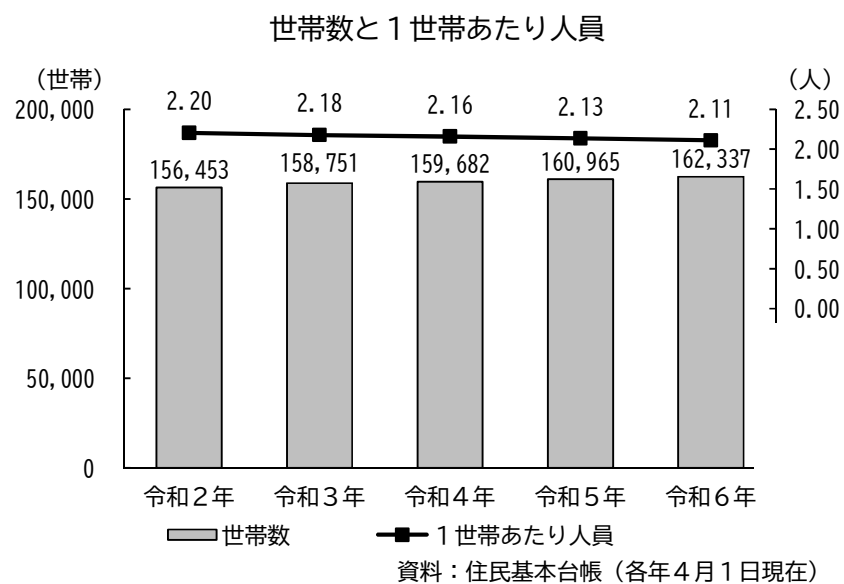
12～17歳人口の推移



(3) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯あたり人員の状況

令和6年4月1日現在の本市の世帯数は162,337世帯であり、1世帯あたり人員は2.11人と令和2年以降減少傾向にあります。



② 一般世帯の状況

一般世帯の構成については、越谷市は全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

一般世帯の構成比を経年で比較すると、「核家族世帯」における「夫婦と子ども」と「核家族以外の世帯」の比率は減少し、「夫婦のみ」や「単独世帯」の比率がわずかに増加しています。

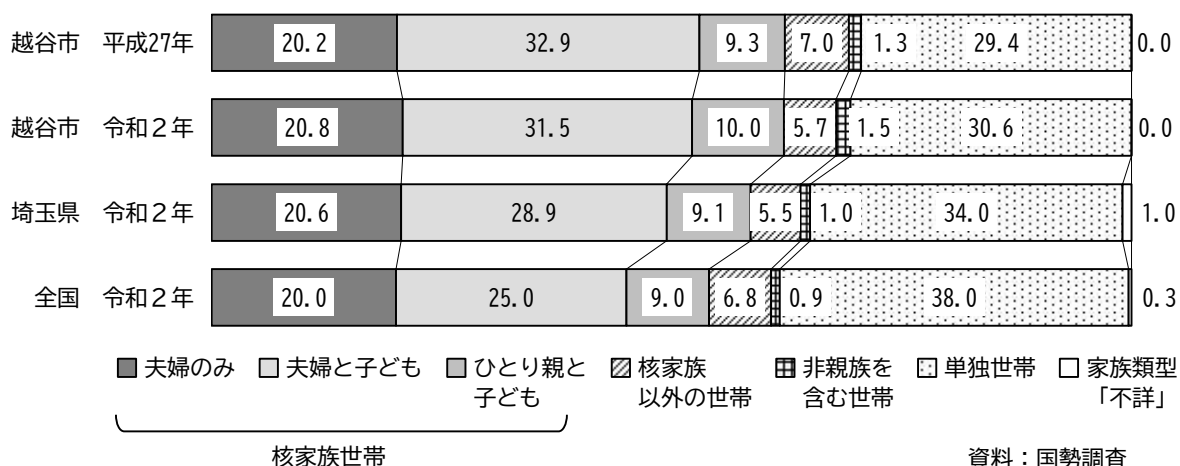
一般世帯の構成と推移

単位：世帯、％

区 分	越谷市				埼玉県	国
	平成27年		令和2年		令和2年	令和2年
	実数	構成比	実数	構成比	構成比	構成比
核家族世帯	84,966	62.3	88,712	62.2	58.6	54.1
夫婦のみ	27,489	20.2	29,655	20.8	20.6	20.0
夫婦と子ども	44,831	32.9	44,856	31.5	28.9	25.0
ひとり親と子ども	12,646	9.3	14,201	10.0	9.1	9.0
男親と子ども	2,108	1.5	2,308	1.6	1.5	1.3
女親と子ども	10,538	7.7	11,893	8.3	7.6	7.7
核家族以外の世帯	9,525	7.0	8,127	5.7	5.5	6.8
非親族を含む世帯	1,802	1.3	2,164	1.5	1.0	0.9
単独世帯	40,065	29.4	43,572	30.6	34.0	38.0
家族類型「不詳」	5	0.0	15	0.0	1.0	0.3
合 計	136,363	100.0	142,590	100.0	100.0	100.0
(再掲) 三世帯世帯	6,529	4.8	5,066	3.6	3.3	4.2

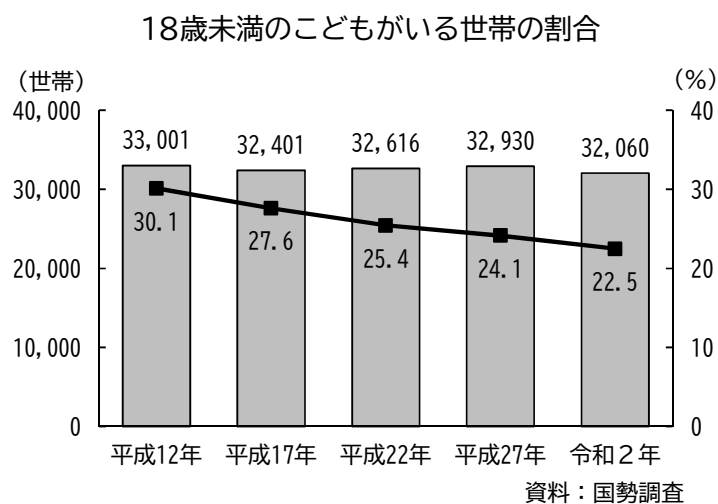
(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査



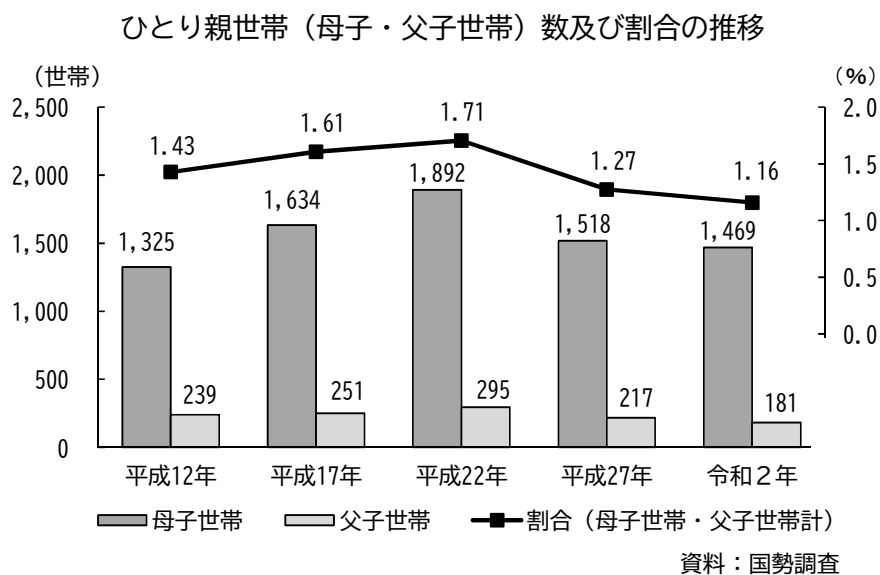
③ 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯は横ばいから減少傾向にあり、一般世帯に占める割合は減少傾向にあります。



④ ひとり親世帯の状況

平成12年から平成22年にかけて増加傾向にあったひとり親世帯割合は、平成27年以降減少傾向にあります。



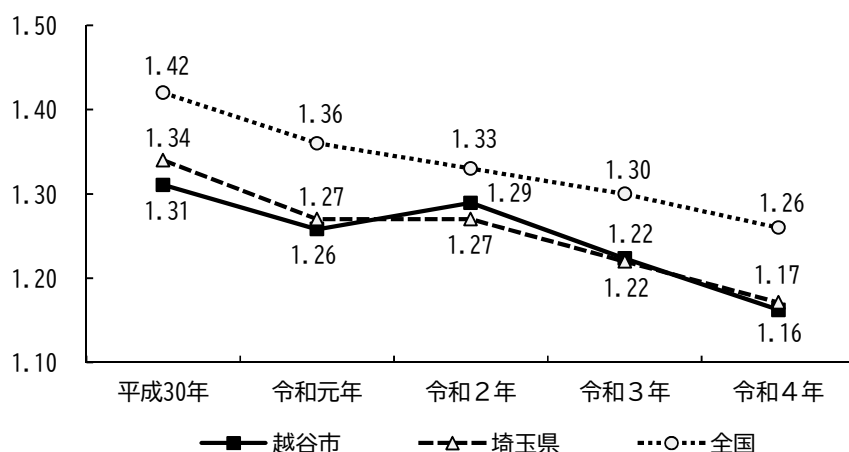
(4) 出生の状況

合計特殊出生率については、全国を下回って県と同水準で推移しており、令和4年1.17となっています。

出生数については、平成30年以降減少が続いており、令和4年は2,247人となっています。また、令和4年の人口1,000人あたりの出生率は6.6となっています。

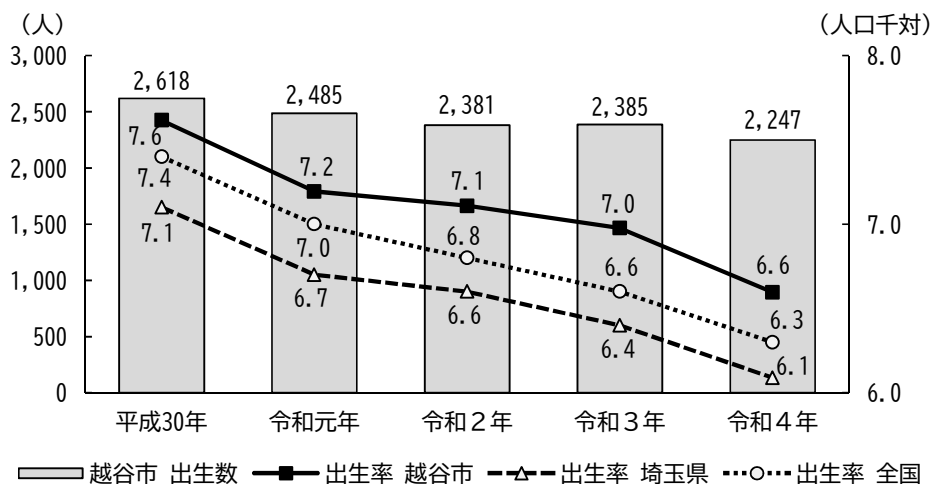
全国・埼玉県ともに合計特殊出生率・出生数ともに低下・減少し、少子化が進行している状況がうかがえます。

合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



資料：埼玉県の人口動態概況

出生数・出生率の推移（国・県との比較）

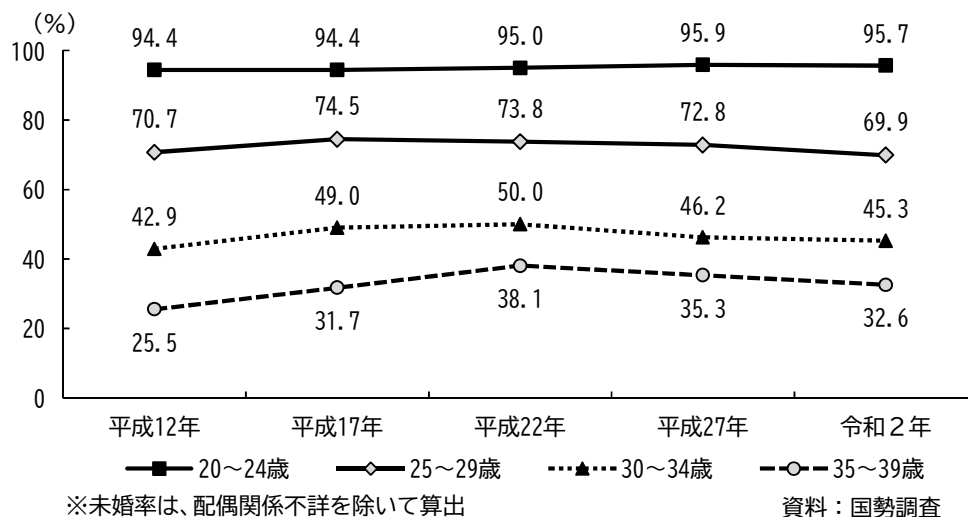


資料：埼玉県の人口動態概況

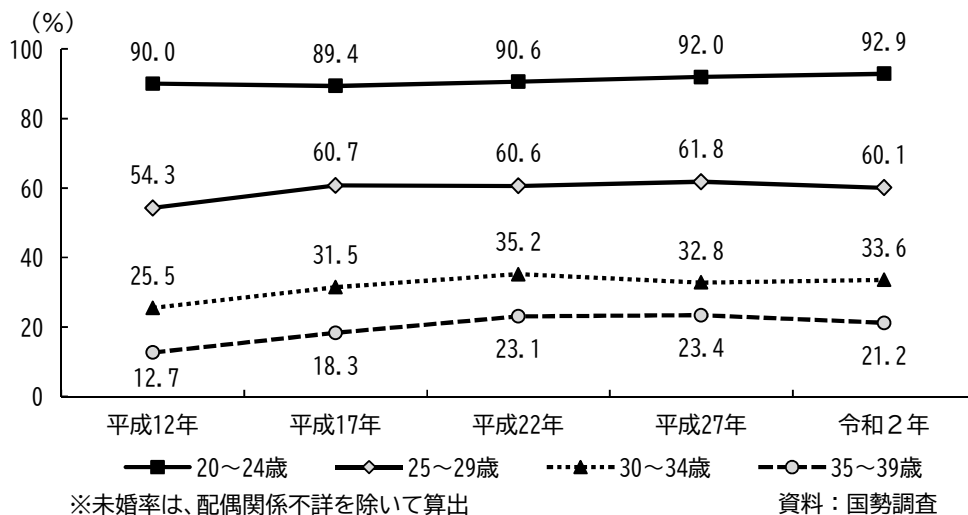
(5) 婚姻の状況

男女ともに平成12年から平成22年にかけて、30歳代の未婚率が大幅に上昇していましたが、令和2年は20歳代前半を除き低下傾向にあります。

未婚率の推移【男性】



未婚率の推移【女性】

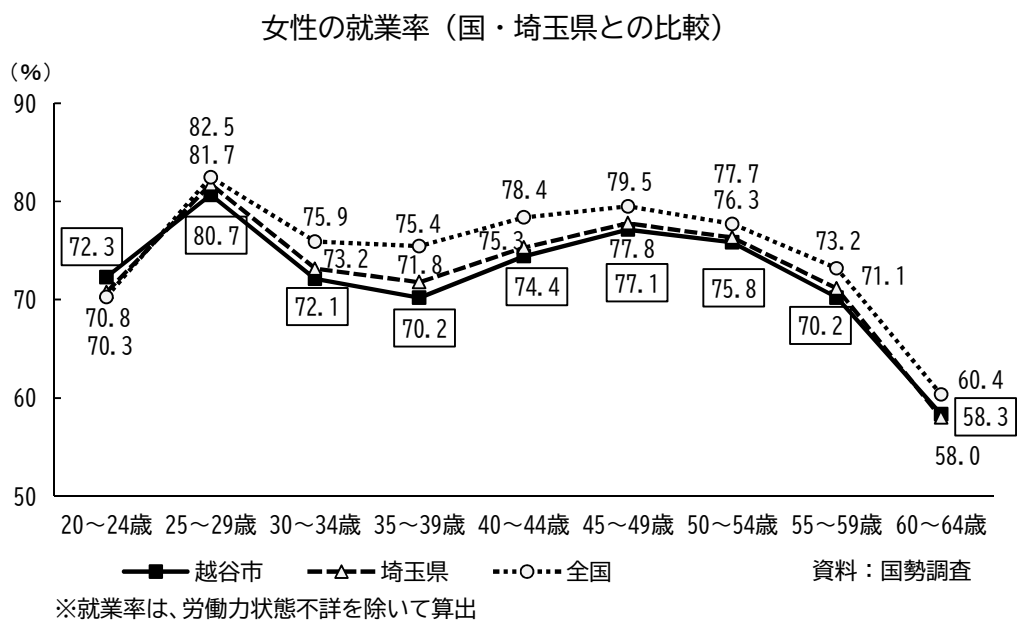
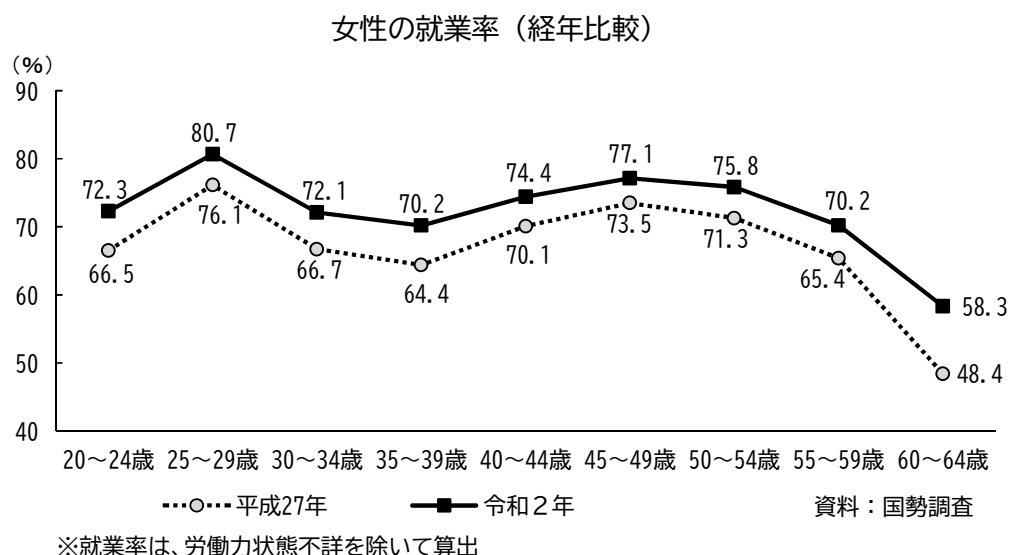


※未婚率は婚姻関係不詳を除いて算出

(6) 女性の就労の状況

女性の就業率を年齢階級別にみると、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇しています。一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、令和2年では、それがゆるやかになっていることがわかります。

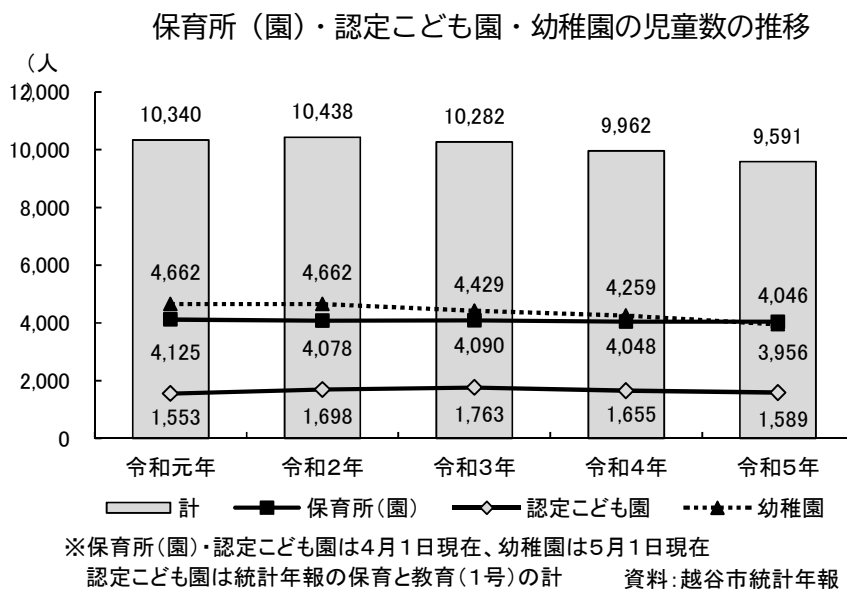
国・県との比較では、30歳代の就業率が全国、埼玉県をやや下回りますが、概ね埼玉県と同程度の就業率となっています。



(7) 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の状況

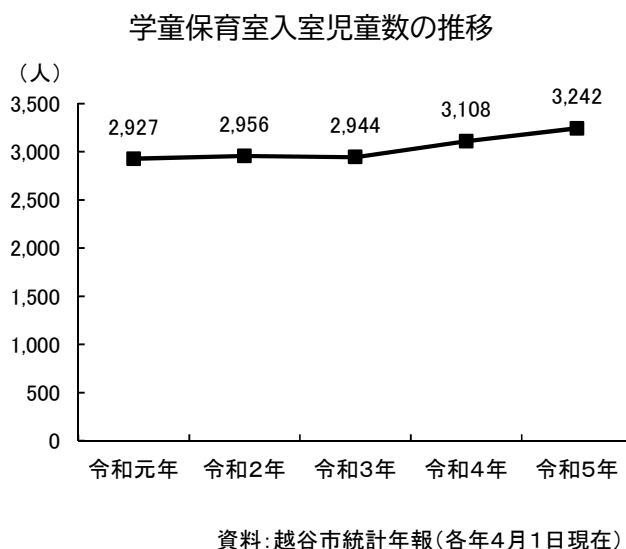
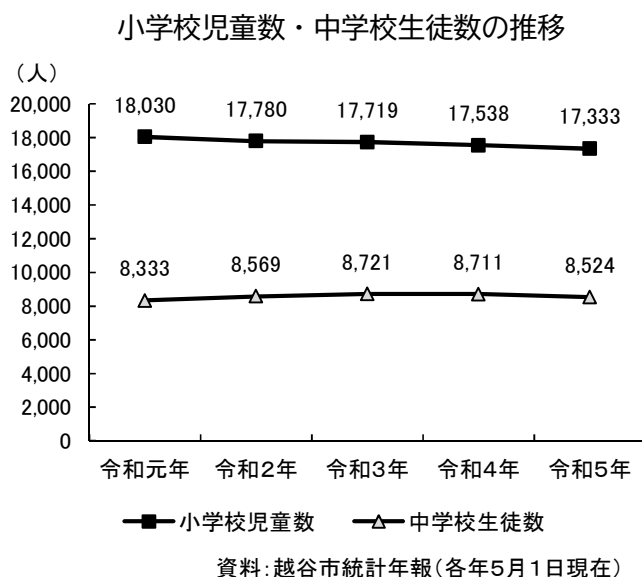
幼稚園・保育所（園）・認定こども園の入所児童数は令和2年をピークに減少傾向にあり、令和5年9,591人となっています。

令和5年入所児童数の割合は、保育所（園）42.2%、幼稚園41.2%、認定こども園16.6%ですが、幼稚園は減少が続き、保育所（園）は年次による増減がみられる一方、認定こども園は令和3年まで増加が続き、令和4年以降減少となっています。



(8) 児童・生徒数等の状況

小学校児童数は減少が続いていますが、中学校生徒数は令和3年まで増加しており、令和4年は横ばい、令和5年には減少となっています。



(9) 主な子育て支援事業の内容

①延長保育事業（時間外保育事業）

- ・就労時間の延長等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを実施しています。

②放課後児童クラブ（学童保育）

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図っています。

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

- ・保護者が疾病等で乳児を養育することが困難な場合、児童養護施設等で一定期間養育を実施しています。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・養育支援訪問事業

- ・生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、乳児や母親の身体や育児に関する相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供等を実施しています。また、養育支援が必要な児及び母を訪問し、母子の健全な育成を図っています。

⑤地域子育て支援拠点事業／一時預かり

- ・令和5年1月現在、市内には、地域子育て支援拠点として、地域子育て支援センターが14か所、子育てサロンが5か所、保育ステーションが3か所あり、子育て講座や子育て相談、一時預かり等を実施しています。

⑥病児・病後児保育事業

- ・児童が急な発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所（園）等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行い、また、保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を実施しています。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

- ・「子育ての援助を受けたい方」と「子育ての援助を行いたい方」の地域での相互援助として組織し、保護者の仕事や病気などを理由とした、保育所（園）・幼稚園の送迎及び帰宅後の預かりなどを実施しています。

⑧妊娠中からの支援状況（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）

- ・妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券等を交付し、医療機関などにおいて妊婦健康診査を実施しています。

⑨その他要支援児童、要保護児童の支援に関する事業

- ・虐待等の要保護児童等の早期発見並びに適切な保護及び児童やその家族への適切な支援が図られるよう関係機関との協議・調整を実施しています。

要保護児童対策地域協議会活動状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者会議					
実務者会議					
個別ケース検討会議					

資料：こども家庭センター

⑩児童館

- ・児童館2か所（コスモス、ヒマワリ）で、遊びや各種教室などを通して児童の健全な発達や豊かな創造性を育む事業のほか、児童自らが学び遊ぶ場、集い仲間づくりの場として、大型施設の特徴を生かした児童の居場所づくりを推進しています。また、子育て中の親子が気軽に集い、交流する場を提供しています。

児童館コスモス入館者数

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）		303	174	306	305	
入館者数	乳幼児	45,596	8,446	15,377	15,810	
	小学生	18,757	3,715	6,608	7,476	
	中高生	1,608	381	1,198	1,483	
	大人	46,409	9,390	17,386	19,469	
	計	112,370	21,932	40,569	44,238	
	団体等	4,014	1,094	2,066	3,888	

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：越谷市統計年報

児童館ヒマワリ入館者数

単位：人

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）		303	174	306	305	
入館者数	乳幼児	45,175	8,149	15,077	17,547	
	小学生	30,083	2,521	9,312	12,832	
	中高生	4,410	433	695	1,052	
	大人	45,009	8,193	16,416	19,318	
	計	124,677	19,296	41,500	50,749	
	団体等	5,001	698	1,939	3,570	

注）団体等については合計の内数（再掲）

資料：越谷市統計年報

⑪家庭児童相談室

- ・学校や幼稚園に行けない、友達と遊べない、非行の心配があるなど家庭等の問題について、専任の家庭児童相談員が、電話や面談により相談を受け、助言・指導を実施しています。

(10) 支援が必要な方の状況

- ・就学援助認定者
- ・生活保護世帯の大学進学率
- ・児童扶養手当受給者数

就学援助認定者の割合

単位：人、％

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童生徒数 (5/1 現在)	小学校					
	中学校					
	計					
認定者数	小学校					
	中学校					
	計					
認定率	小学校					
	中学校					
	計					

資料：学務課

生活保護世帯の大学進学率の推移

単位：％

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大学進学率					

資料：生活福祉課

児童扶養手当受給者数の推移

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給者数	2,043	1,999	1,945	1,881	

資料：越谷市統計年報（各年度末現在）

以降、

2. 子育て支援ニーズ調査結果からみる本市の現状
 3. こどもの生活実態調査及び関係機関等調査結果からみる本市の現状
 4. こども・若者調査結果からみる本市の現状
 5. 本市のこども・若者をめぐる課題のまとめ
- 等の掲載を予定

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であることをみんなで共有するとともに、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちをつくります。

基本理念

こどもや若者が夢と希望を持って、
健やかに安心して暮らすことのできるまちをつくる

基本理念 案2 いま

こどもたちの現在と未来を応援し、
あらゆるこども・若者が輝くまちをつくる

2. 基本目標

基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標1 こどもの権利と安全を守る

こども・若者の権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども・若者自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図るほか、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 親と子の健康づくりに取り組む

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や保健指導を充実し、安心して子育てができるようサポートします。また、こどもの急な病気等に対応できるよう小児医療体制の確保を図ります。幼児期から学童期にかけては、こどもの心身の健全な発育・発達を促すところと体の健康づくり、食育や運動機会の充実を図ります。

基本目標3 こどもと子育て家庭を支える

働き方やライフスタイルが多様化するなかで、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図ります。

こどもの育ちを地域で見守り、支える活動を支援する一方、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標4 こども・若者を地域全体で育む

安心して過ごせる居場所の確保や多様な体験活動の提供など、こども・若者が健やかに成長できるよう支援するとともに、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域コミュニティの核となる学校づくりや家庭の教育力の向上に努めます。

また、就労形態の多様化に対応し、企業等の取組を支援するなど、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

3. 施策体系

別紙